

判決年月日	平成19年12月20日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)10113号		
○ 両端をばかして描いた朱色の水平線を介して，その上部に「 I N T E L L A S S E T」の文字を等間隔に配し，「 I 」と「 A 」の文字は他の文字よりも約1．25倍大きく（高く）書かれ，その下部の中央部に本件商標の文字部分より小さく「 G R O U P」の文字が等間隔にそれぞれ配されている本件商標は，原告である「 Intel Corporation」の著名な略称である「 Intel」を含むものであるから，商標法4条1項8号の商標に該当し，本件商標の登録は無効とされるべきであるとされた事例			

（関連条文）商標法4条1項8号

（要旨）

本件商標は、両端をばかして描いた朱色の水平線を介して、その上部に「I N T E L L A S S E T」の文字を等間隔に配し、「I」と「A」の文字は他の文字よりも約1.25倍大きく（高く）書かれ、その下部の中央部に本件商標の文字部分より小さく「G R O U P」の文字が等間隔にそれぞれ配されているものである。原告の名称は「Intel Corporation」である。

原告は、本件商標が商標法4条1項10、11、15、8、7、19号の商標に該当すると主張して無効審判請求をしたが、特許庁は、本件商標からは、「インテラセット」の称呼のみが生ずるなどの理由で、審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告がこの審決の取消しを求める訴えを提起した。

裁判所は、次のとおり判示して審決を取り消した。

- 1 本件商標中には、「I N T E L L A S S E T」の文字部分があり、冒頭の5文字は、原告の名称中の「I N T E L」と同一である。
- 2 「I N T E L L A S S E T」を連続して発音すれば、「インテラセット」の称呼が生じ得るが、「I」と「A」の文字が他の文字よりも約1.25倍大きく（高く）書かれている点に着目すれば、2語から構成されるものとして、「I N T E L L」の後で一旦切って、次の「A S S E T」を発音する称呼も生ずると考えられ、この場合は「インテルアセット」の称呼を生じ、本件商標の冒頭部分の称呼の4音が原告の名称の冒頭部分と同一である場合がある。
- 3 「I N T E L」は、本件商標が出願された平成14年当時において、パソコンに何らかの関係を有する極めて広範囲の国民の間に、「I N T E L」といえば原告（インテルコーポレーション）を表わす略称として広く知れ渡っていた。
- 4 以上のとおり、本件商標は、原告である「Intel Corporation」の著名な略称である「Intel」を含むものであるから、商標法4条1項8号の商標に該当し、本件商標の登録は無効とされるべきである。